

令和5年6月市議会 教育厚生委員会資料

第79号議案 長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 条例の改正理由	2
2 条例の改正内容	2
3 条例の施行期日	2
4 新旧対照表	3

こ ども 部

令 和 5 年 6 月

長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

1 条例の改正理由

特定不妊治療の保険適用に伴い、経過措置で行っていた特定不妊治療費に係る助成を廃止したことから、同助成に係る個人番号を利用する事務及び当該事務を処理するために利用できる特定個人情報に係る規定を削除するもの。

2 条例の改正内容

市長が行う特定不妊治療費の助成に関する個人番号を利用する事務及び当該事務を処理するために利用できる特定個人情報に係る規定を削除する。【別表第1及び別表第2関係】

3 条例の施行期日

公布の日

【参考：特定不妊治療費に係る助成について】

令和3年度まで	令和4年度	令和5年度
全額自己負担	保険適用	
	医療費の一部を助成	医療費の一部助成を廃止。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 治療1回につき最大30万円を助成。 ・ 初回治療において、妻の年齢が40歳未満は6回まで、40歳以上は3回までを助成。 	<p>【経過措置】 ■ 令和5年3月31日まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年3月31日以前に治療を開始し、令和4年度に治療が終了するものについては、年度中1回に限り助成の対象とすることができる。 	
	国からの補助あり	国からの補助廃止

4 新旧対照表

改正後（案）			改正前		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
機関	個人番号を利用する事務		機関	個人番号を利用する事務	
市長	(1)から(11)まで [略]		市長	(1)から(11)まで [略]	
	<u>[削除]</u>			(12)特定不妊治療費の助成に関する事務であつて市長が別に定めるもの	
	(12) [以下略]			(13) [以下略]	
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
機関	個人番号を利用する事務	特定個人情報	機関	個人番号を利用する事務	特定個人情報
市長	(1)から(11)まで [略]	[略]	市長	(1)から(11)まで [略]	[略]
	<u>[削除]</u>	<u>[削除]</u>		(12)特定不妊治療費の助成に関する事務であつて市長が別に定めるもの	地方税関係情報であつて市長が別に定めるもの
	(12) [以下略]	[略]		(13) [以下略]	[略]
<p align="center"><u>附 則</u></p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>					